

○条例改正の新旧対照表

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例

旧	新
(議会報告会の実施) 第11条 議会は、_____定例会ごとに議員による議会報告会を開催します。	(議会報告会の実施) 第11条 議会は、原則として定例会ごとに議員による議会報告会を開催します。
(議長定例記者会見の実施) 第13条 議会は、_____議長の定例記者会見を実施します。	(議長____記者会見の実施) 第13条 議会は、必要に応じて議長の____記者会見を実施します。
(政務活動費の執行等) 第28条 (略)	(政務活動費の執行等) 第28条 (略)
2 前項における収支報告書の公開については、 <u>桐生市情報公開条例(平成10年桐生市条例第29号)</u> に基づき、公開します。	2 前項における収支報告書の公開については、 <u>桐生市情報公開条例(平成27年桐生市条例第29号)</u> に基づき、公開します。